

審査基準整理票

処 分 名	市民活動センターの指定管理者の指定		
根 拠 法 令 名	大津市市民活動センター条例		(条項) 第9条
基 準 法 令 名	大津市市民活動センター条例		(条項) 第9条
所 管 部 署	市民部自治協働課自治協働係		
標 準 処 理 期 間	120 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】                  ・掲載図書等【 】                  ・内 容    <input checked="" type="checkbox"/>全部記載   <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市市民活動センター条例第9条に掲げるとおりとする。</p> <p>【根拠法令】                  「大津市市民活動センター条例」第9条                  (指定管理者の指定の基準)</p> <p>第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) センターの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。                  (2) センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。                  (3) センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。